

八尾市告示第69号

八尾市広告付庁舎等案内板の設置及び運用業務について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月9日

八尾市長 山本桂右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 八尾市広告付庁舎等案内板の設置及び運用業務
- (2) 業務内容 仕様書に定めるとおり。
- (3) 使用許可 広告付庁舎等案内板の設置については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び規則第144条第1項の規定に基づき、行政財産の目的外使用の許可を受けて行うものとする。
- (4) 使用許可期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、使用許可の期間満了1か月前までに、設置事業者から許可の更新の申請があった場合は、当初本市が設定した許可条件を変更しないことを前提（変更の必要がある場合は、本市と協議の上、決定する。）として、年度ごとに更新できるものとし、令和12年度まで（令和13年3月31日まで）更新できるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されていること。
- (2) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止

措置」という。)、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置(以下「入札等排除措置」という。)及び本件入札に係る業務に関連する法令に基づく営業停止処分(以下「営業停止処分」という。)を受けていないこと。

- (3) 八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないこと。

3 一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

4 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、申請書を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- (2) 申請書は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

- (3) 申請書を郵送により提出する場合は、次の方法によること。

ア 申請書は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法により郵送すること。

イ 申請書は、受付期間内に到達するように郵送すること。ただし、受付期間の開始日から令和8年2月19日までの郵便局の受領日付が封筒に表示されたものは、受付期間内に到達したものとする。

ウ 申請書を郵送した後に、発送した旨の電話連絡を行うこと。

電話連絡先 八尾市財政部財政課ふるさと納税推進室

電話 072-924-3949(直通)

5 入札参加資格審査申請受付

- (1) 受付期間 公告の日から令和8年2月20日までの日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時45分から正午まで及び午後0時45

分から午後 5 時15分まで

(2) 受付場所 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 4 階

八尾市財政部財政課ふるさと納税推進室

6 入札参加資格審査の結果通知

令和 8 年 2 月 24 日に電子メールにより通知する。

7 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、質問書（任意様式）を用いて電子メールにより行うこととし、その他の方によるものは、一切受け付けない。

ア 質問受付期間 公告の日から令和 8 年 2 月 16 日午後 5 時15分まで

イ 問合せ先 八尾市財政部財政課ふるさと納税推進室

電子メールアドレス furusato@city.yao.osaka.jp

(2) 受け付けた質問及びその回答は、令和 8 年 2 月 18 日までに質問者へ電子メールで適宜行うとともに、本市ホームページに掲載する。

8 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 4 階

八尾市財政部財政課ふるさと納税推進室

10 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当

する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

11 入札書等

- (1) 本市所定の入札書に入札金額、入札者の所在地、商号又は名称並びに代表者の職及び氏名を記載し、届出印を押印の上、入札金額内訳書とともにに入札箱へ投函すること。ただし、2回目の入札については、入札書のみを入札箱へ投函すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）とし、金額の頭に￥マークをつけ、アラビア数字で記載すること。
- (3) 入札書に記載されている金額と入札金額内訳書に記載されている金額が異なる場合には、入札書に記載されている金額を入札金額とする。

12 委任状

入札書に代理人の印鑑を使用する場合は、本市所定の委任状を提出すること。この場合において、入札書には、代理人の印鑑のみを押印すること（会社の届出印の押印は不要）。

13 入札の辞退

入札心得第3条第2項第1号の規定にかかわらず、入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに辞退届を提出すること。口頭、電話、FAX及び電子メールによる辞退は認めない。

14 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月27日（金）午後3時00分
- (2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号
八尾市役所本館4階 入札室

15 入札の中止等

入札心得第5条に定めるところによる。

16 落札者の決定

- (1) 予定価格以上で最高の価格で入札した者を落札者とする。ただし、公正な取引の秩序を乱すおそれがあると本市が判断したときは、落札者とな

らないことがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が 2 以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

17 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は入札心得第 7 条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

18 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の 3 に相当する金額を徴収するものとする。

19 その他

- (1) 入札に参加する者の数が 1 の場合であっても、入札は行うものとする。
(2) 入札の参加人数は、1 事業者 1 人とする。

20 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 4 階

八尾市財政部財政課ふるさと納税推進室

電話 072-924-3949（直通）

F A X 072-993-5944